

国籍選択制度の廃止を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
法務大臣 殿

国際結婚を考える会

請願要旨:

1985年に施行された国籍法改正で、それまでは認められなかった外国人父と日本人母の間に生まれた子どもたちも日本国籍取得ができるようになりました。しかしこのときに導入された「国籍選択制度」で父と母の二つの国籍を持つ子どもたちや、父母が日本人でも出生地の国籍と日本国籍を同時に持つ子どもたちは、22歳になるまでの国籍選択を義務づけられました。この子どもたちが日本国籍を保持するためには、外国籍を離脱するか、または外国籍を放棄する旨の「国籍選択届」を提出しなければなりません。定められた期間内にこれを提出しなければ日本国籍を失うこともあるとされています（国籍法14条、15条）。

父と母の異なった国籍や文化を受け継ぐ子どもたちは、両方を大切にしながら自らの人格を形成、成長します。多文化と多言語を身につけた者の存在は、日本社会に多様性と豊かさを与えます。ところが選択制度は、子どもに父母の一方を選ばせるに等しい、多大な負担や苦痛を与えているのです。

日本の国際化に貢献できる有為の人材が選択制度のために日本国籍を失うのは、少子高齢化社会の現状を考えても、日本にとって大きな損失であると言えます。

この選択制度の導入は、1930年のヨーロッパ国籍条約を倣ったものと当時説明されました。しかし、その後ヨーロッパでは状況は大きく変化し、1997年には「出生により異なる国籍を取得した子ども」には、「権利として当然に重国籍を容認」するヨーロッパ国籍条約が採択されました。国と国の距離が短くなり往来が自由になった時代に、現行国籍法の「国籍唯一の原則」は現実にはそぐわなくなっているのです。

上記の理由により、世界的な流れと社会的変化を考慮し子どもたちが重国籍を維持することを認めてください

請願事項：「国籍選択制度」の廃止を求めます。

取り扱い団体：国際結婚を考える会

国籍選択制度の廃止を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
法務大臣 殿

請願事項：「国籍選択制度」の廃止を求めます。

	請願者氏名	請願者住所	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
0			